

IASB プロジェクト ポケットガイド

2014 年 9 月 30 日



Building a better
working world



目次

はじめに	2
主要プロジェクト.....	3
金融商品: マクロヘッジ会計	3
リース(FASB との共同プロジェクト)	5
保険契約(IFRS 第 4 号)	7
その他のプロジェクト.....	9

はじめに

EY ポケットガイドシリーズの最後となる当 IFRS プロジェクトポケットガイドは、国際会計基準審議会（以下、「IASB」）が現在進めているプロジェクトの重要な特徴をまとめています。また、本冊子には、提案されている基準が及ぼしうる影響や、一部のプロジェクトに関する弊社のコメントを含めています。

今回のポケットガイドでは、2014 年 9 月 30 日現在進められている IASB のプロジェクトのうち、特にマクロ・ヘッジ、リース、保険契約に関するプロジェクトを重点的に取り上げています。

2014 年 6 月の前回のポケットガイド公表以降、IASB は金融商品の分類及び測定、減損、ヘッジに関する新規定を含む IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年 7 月)を公表しました。また、IAS 第 27 号「個別財務諸表」の部分的な改訂を 2014 年 8 月に提案しました。さらに IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の部分的な改訂を 2014 年 9 月に公表し、IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル(4 つの基準に対する 5 つの改訂)を完了しました。

2014 年 8 月 31 日より前に公表された新規・改訂基準書に係る IASB プロジェクトの詳細については、冊子「IFRS アップデート」及び *IFRS Developments* シリーズをご覧ください。

また今後、IASB プロジェクトについては冊子「IFRS アップデート: 2015 年 3 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点」シリーズでお伝えしていきます。

この冊子が皆様のお役にたてば幸いです。

2014 年 11 月

IFRS デスクリーダー

河野 明史

主要プロジェクト

金融商品：マクロヘッジ会計

公開協議2014年第2四半期から第4四半期

現在までの主要な議論

背景

- ▶ IASBは、マクロヘッジの会計処理に関するプロジェクトをIFRS第9号プロジェクトから切り離して議論しているため、本プロジェクトは、一般ヘッジ会計のプロジェクトに関する発効日や完了時期に影響を及ぼすことはない。
- ▶ IASBは2014年4月に、ディスカッション・ペーパー（DP）を公表した。コメント期限は2014年10月17日であった。

適用範囲

- ▶ 本プロジェクトは、個々の契約というよりは、特にオープン・ポートフォリオ（すなわちマクロ・ヘッジ）に関するリスク管理戦略の会計処理を取り扱う。IAS第39号及びIFRS第9号のヘッジ会計の規定には、マクロヘッジに関連する問題に対する具体的な解決策は提供されていない。

特徴

- ▶ DPは、マクロヘッジ・プロジェクトの第一段階である。ここでは、企業のダイナミック（動的）なリスク管理活動に対して考える会計アプローチの1つであるポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）に関するコメントを求めている。
- ▶ DPでは、特に以下に関するコメントが求められている。
 - ▶ PRAをダイナミックなリスク管理の対象となるすべての活動に適用するか、もしくはリスクが実際に軽減される活動のみに適用するか。
 - ▶ ダイナミックにリスク管理されるエクスポージャーをどのように評価するか。
 - ▶ 企業のダイナミックなリスク管理活動に関する開示

予想される影響

- ▶ 新たなマクロヘッジ会計モデルは、現行のIAS第39号においてマクロヘッジとされているものとは大きく異なることになる可能性がある。
- ▶ PRAは銀行による金利リスクの管理を念頭に置いているが、ダイナミックなリスク管理が行われる他の業種やリスクにも適用される。
- ▶ PRAを適用することにより、財務諸表作成者は、内部デリバティブを外部デリバティブと紐付けて識別することなく、損益計算書に反映することができる（すなわち、内部デリバティブに係る損益を消去せずグロス・アップで表示）。
- ▶ 顧客行動に基づいて要求払預金をエクスポージャーに含めることもできるようになる。これにより、現行のヘッジ会計をダイナミックなリスク管理に対して適用する際に、最も頻繁に指摘される問題が軽減されることになる。
- ▶ 多くの銀行の観点からすると、PRAの適用範囲がリスク軽減活動ではなくリスク管理活動に関連付けられるとすれば、意図的にヘッジしていないポジションも再評価されることになるため、これによる報告損益のボラティリティによる弊害が、変更による便益を上回ることもなりうる。

金融商品:マクロヘッジ会計(続き)

現在までの主要な議論

経過措置

- ▶ IASBは、IFRS第9号(2013年)を公表した際に、マクロ公正価値ヘッジ会計に係るIAS第39号の既存の規定を引き継いだ。その適用は、マクロヘッジ会計の新たなアプローチが最終決定され、適用されるまで認められることが見込まれる。
- ▶ 企業はすべてのヘッジ関係に対して、IAS第39号のヘッジ会計の規定を継続して適用する会計方針を選択することができる。なお、その後当該会計方針を変更し、IFRS第9号の最終基準が強制的に適用される前に、IFRS第9号のヘッジ会計の規定を適用することも可能である。この選択肢は、IASBがマクロヘッジ会計のプロジェクトを完了した際に廃止される予定である。

予想される影響

弊社のコメント

PRAは概念的にはシンプルであるが、ダイナミックなリスク管理に対する現行の会計処理に著しい変更をもたらす。そのため、こうした変更を行う際の適用上の課題は過小評価すべきではないと考えている。

マクロヘッジ戦略を有する企業は、提案されている会計処理を自らのリスク管理戦略に適用した場合の潜在的な機会又はリスクを理解するためにDPの分析を行うとともに、公開協議プロセスに参加することが推奨される。

現在までの主要な議論

予想される影響

背景

- ▶ 両審議会は、2013年5月に公表した2度目の公開草案(ED)の再審議を行っている。ここでは、定義と範囲、借手と貸手の会計モデル、測定、開示など多くの分野において、改訂後リース基準の簡素化と基準適用に係るコスト低減に重点が置かれている。
- ▶ リースの定義、少額資産のリースに関する認識及び測定免除規定、借手の開示、経過措置など、残された論点について引き続き再審議が行われている。最終基準の公表は、早くとも2015年上期より後と考えられる。

適用範囲

- ▶ 一部の例外を除くすべての資産のリースが対象となる。ただし、2013年5月のEDでは支配に焦点を当てており、現在リースとして会計処理されている一定の契約(例:キャパシティー契約)は、リースとされない可能性がある。

特徴

- ▶ IASBは借手に対し、すべてのリース(一部例外を除く)をタイプAリース(すなわちファイナンス)として会計処理することを求める単一アプローチを支持している。FASBは借手に関し、従来の基準によるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類原則に従い、リースをタイプA又はタイプBのいずれかに分類する2タイプ・アプローチを支持している。
- ▶ 借手は両方のタイプのリースについて、リース債務及び対応する資産を認識する。タイプAリースでは、一般的にリースの初期段階により多くの費用が認識されるが、タイプBリース(FASBのみ)では、費用は定額で認識される。

- ▶ 現行基準でオペレーティング・リースに分類されるタイプAリースの借手は、一般的にリース費用を現在よりも早期に認識することになるであろう。
- ▶ 上記の変更により、負債比率や財務制限条項などの貸借対照表に係る指標や、EBITDAなどの損益計算書に係る指標が影響を受ける可能性がある。また、オペレーティング・リースの元本部分の支払いの多くは、財務活動によるキャッシュ・フローの区分で表示されるため、借手のキャッシュ・フロー計算書においても影響を受ける。
- ▶ 再審議されている貸手の会計処理は、2013年5月のEDと比較して、現行の貸手の会計処理に大幅な変更をもたらすことはないと考えられる。
- ▶ リースの定義の決定により、改訂後リース基準の適用対象となる契約(又は契約の一部)が決まるため、特に重要である。また、貸手にとって新たな収益認識の基準の適用対象となる契約(又は契約の一部)を決定する際にも重要である。

リース(FASBとの共同プロジェクト) (続き)

現在までの主要な議論

特徴(続き)

- ▶ IASBは、「少額資産」(例:オフィス備品)のリースに関し、認識及び測定の適用対象外とする措置を支持しているが、FASBはこれに反対している。IASBは、未だ「少額資産」の定義を定めていない。
- ▶ 借手は、一定の事実が生じた場合に、一部の項目(例:リース期間、指数又はレートに応じて定まる変動リース料、割引率)を再評価する必要がある。貸手は、リース期間、指数又はレートに応じて決まる変動リース料の再評価は行わない。
- ▶ 貸手の会計処理は、IAS第17号の2タイプ・アプローチを適用した現行の貸手の会計処理と類似している。しかし、一定のタイプAリースから生じる売却益の認識に関して、両審議会の見解は異なっている。この違いは、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転しているか否かの評価を、貸手の観点から行うか(IASBのアプローチ)、借手の観点から行うか(FASBのアプローチ)による。

経過措置及び発効日

- ▶ 発効日は未だ決定していないが、早くとも2018年であると考えられる。両審議会は経過措置に関して未だ再審議を行っていないが、2013年5月のEDでは、修正遡及適用アプローチを提案していた。これによると移行に際して特別に認められた簡便的な方法により、リース資産やリース負債を算定することができる。一方、全面的に遡及適用することも認められる。

予想される影響

弊社のコメント

再審議による決定において、IFRSと米国会計基準の間でリースの会計処理(特に借手の会計処理)に差異が生じている。両審議会は、リース・プロジェクトの共同審議を継続しているが、既に生じている差異を、いつ、どのように再検討するかは未定である。

現在までの主要な議論

予想される影響

背景

- ▶ IASBは2013年6月に、保険契約に適用される包括的な会計モデルの再公開草案を公表した。また、FASBも2013年6月に独自の公開草案を公表している。

適用範囲

- ▶ 保険契約を発行している企業の種類に関係なく、すべての種類の保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険、再保険)に加え、一部の保証及び裁量権のある有配当性を有する金融商品に適用される。なお、いくつかの適用除外規定も存在する。

特徴

- ▶ 保険契約負債の測定について提案されているモデルは、次のビルディング・ブロックに基づいている。
 - ▶ 将来キャッシュ・フローの期待現在価値
 - ▶ キャッシュ・フローの期待現在価値に対するリスク調整
 - ▶ 契約開始時の利得を消去する契約上のサービス・マージン(CSM)
CSMは、将来キャッシュ・フローの見積りの変更が将来のカバレッジ又はその他の将来提供されるサービスに関係する場合、その見積りやリスク調整の変更に対し事後的に調整される。
 - ▶ 割引率は、各報告期間の末日時点で更新される(すなわち、割引率は契約開始時に「ロックイン(固定)」されない)。
- ▶ 提案されているモデルは、保険契約を割り引く際に用いる率を具体的に規定するのではなく、割引率は負債の特徴を反映すべきであるとする原則に基づいている。

- ▶ IASBによる提案は、保険者及び一部の非保険者に重要な影響をもたらす可能性がある(たとえば、保険契約の履行に起因するすべての将来キャッシュ・フロー(確率で加重)を見積ること、及びビルディング・ブロック・アプローチに基づいた収益の報告)。これらは、主要プロセス及び内部統制にも影響を及ぼしうる。
- ▶ IASBの公開草案は、一部の重要な分野(たとえば、マージン、新契約費、保険料配分アプローチの適用場面)に関し、FASBの公開草案と異なっている。これらの差異があることから、両審議会は本プロジェクトについてコンバージェンスが達成されることはないと考えている。そのため、共同での再審議は現時点で予定されていない。

保険契約(続き)

現在までの主要な議論

特徴(続き)

- ▶ 保険基準の目的は、個々の契約の会計処理について原則を提供することであるが、この目的が満たされる限りにおいて、契約を集約することもできる。
- ▶ 割引率の変更の影響をOCIと純損益のいずれで認識するかについて、ポートフォリオレベルで会計方針の選択が可能である。
- ▶ 有配当性を有する契約で、原資産のリターンを分配を受ける契約上の権利を含むものについて、公開草案では、保険負債の測定及び表示は、その原資産と整合させる必要があると提案している。IASBは、このトピックに関して多くの教育セッションを開催しており、今後、有配当契約の取扱いを再検討する予定である。
- ▶ 全ての保険契約における収益は、契約に基づく当期の保険者のパフォーマンスを表す既経過保険料を通じて損益計算書に計上する。
- ▶ 保険料の配分に基づいた簡便法は、一定の適格要件を満たす(たとえば、カバレッジ期間が1年以下の契約)場合、残存カバレッジに係る負債に適用できる。

経過措置及び発効日

- ▶ IASBは発効日を決定していないが、最終基準書の公表から約3年後と予想される。EDでは、遡及適用が提案されているが、これには一定の実務上の救済措置も認められている。

予想される影響

弊社のコメント

我々は再公開草案の全般的な方向性については支持するが、さらに改善するためのもう一段の変更が必要であると考えている。我々が懸念するのは、IASBが複数の分野において、財務報告の有用性の向上と提案内容の適用に要するコスト間の適切なバランスを見出していないと思われる点である。

プロジェクトの完了には、有配当契約の会計処理が主たる論点になる。

OCIの利用を任意にするというIASBの暫定決定は、保険契約プロジェクトを完成するために必要な譲歩であった。このような選択肢が認められたことで、保険契約に基づく義務を履行するための各企業の事業運営方法の相違を反映することができるようになる。IASBはOCIを任意とすることで柔軟性を持たせたいという意味を示したが、より踏み込んだ変更を行わない限り、提案されているモデルでは依然としてポラリティが生じることになる。

その他のプロジェクト

IASBはワーク・プランにIFRS適用の際の多くの論点を挙げている。こうした論点は、部分的な範囲に関する基準の改訂や解釈を伴うものである。以下は、2014年9月26日現在におけるIASBのワーク・プランに基づく現在のプロジェクト一覧である。

部分的な範囲に関する改訂

年次改善

- ▶ 年次改善では、緊急性はないが必要と認められるIFRSの改訂を扱っている。
- ▶ IFRSの年次改善2012-2014年サイクルには、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IAS第19号「従業員給付」及びIAS第34号「期中財務報告」の4つの基準に対する5つの改訂が含まれている。本改訂は、2016年1月1日以後開始する事業年度から適用される。
- ▶ IFRS解釈指針委員会は、年次改善2014年-2016年サイクルの論点を議論している。本冊子の公表時において、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の短期的な免除に関連する論点は、このサイクルに含まれると予想される。

現在の状況／次のステップ

- ▶ 2012-2014年の年次改善サイクルの公表予定：2014年第3四半期
- ▶ 2014-2016年の年次改善サイクルの公開草案の公表予定：2015年第2四半期

部分的な範囲に関する改訂	現在の状況／次のステップ
<p>株式報酬取引の分類及び測定に関する明瞭化 (IFRS 第2号の改訂案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本プロジェクトの目的は、IFRS第2号「株式報酬」における、以下の会計処理を明瞭にすることである。 ▶ 最低額の源泉徴収を法が求めているため、資本性金融商品の一定部分を留保することで純額決済される株式報酬取引 ▶ 株式報酬を現金決済型から持分決済型に変更し、新たな株式報酬の公正価値が当初の報酬よりも高い場合 ▶ 権利確定条件が現金決済型の株式報酬に与える影響 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公開草案の公表予定：2014年第4四半期
<p>負債の分類 (IAS 第1号の改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本プロジェクトの目的は、IAS第1号「財務諸表の表示」において、借入又は借換えを行う場合、当該借入の決済を少なくとも報告期間後12か月にわたり繰り延べることのできる権利を債務者が有している場合における流動負債及び非流動負債の区別の明確化である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公開草案の公表予定：2014年第4四半期

部分的な範囲に関する改訂

開示イニシアティブ

- ▶ IASBは、IFRSによる財務報告の開示を改善する方法を調査するため、数多くの短期及び長期プロジェクトから構成される広範囲にわたる取組み（開示イニシアティブ）を実施している。
- ▶ 短期プロジェクトの一環として、IAS第1号に関し、現行規定の大幅な変更ではなく、その明確化を図るための部分的な改訂を提案している。当該公開草案では以下が提案されている。
 - ▶ IAS第1号における重要性の規定について、財務諸表の特定の表示科目は分解することができ、また、注記を表示する順序を企業が柔軟に決められることを明確化する。
 - ▶ 財務諸表において、小計をどのように表示すべきかに関して規定を追加する。
 - ▶ 重要な会計方針の識別に関し、IAS第1号における有用ではないと思われるガイダンスを削除する。
- ▶ IASBは、2011年に行われたアジェンダ協議に対処するための短期プロジェクトも実施している。財務諸表利用者はIASBに対し、企業の財務活動の一部を構成する負債の期首から期末残高への増減明細表の開示を含めることにより、「純債務」に関する開示の改善を検討するよう求めた。
- ▶ IASBは、基準レベルのプロジェクトの基礎となりうる開示原則を特定・策定するためのリサーチ・プロジェクトも実施している。このリサーチ・プロジェクトは、IAS第1号、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の一般規定を検討し、どのようにすればそれらを単一の基準に置き換えることができるか（すなわち、開示フレームワークの策定）に焦点を当てている。

現在の状況／次のステップ

- ▶ IAS第1号に関する公開草案の公表：2014年第1四半期公表済み、再審議の開始予定：2014年第3四半期、改訂の公表予定：2014年第4四半期
- ▶ 純債務の開示に関する公開草案の公表予定：2014年第4四半期
- ▶ 開示原則に関するディスカッション・ペーパーの公表予定：2015年第1四半期から第2四半期

部分的な範囲に関する改訂	現在の状況／次のステップ
<p>「ダウストリーム」取引から生じた利益の消去 (IAS第28号の改訂案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本プロジェクトの目的は、ダウストリーム取引から生じた利益が、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する企業の持分の帳簿価額を超過する場合に、企業とその関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間でのダウストリーム取引の会計処理を明確化することである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公開草案の公表予定：2014年第4四半期
<p>市場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定 (IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号、ならびにIFRS第13号の設例の改訂案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ IASBは、IFRS第10号、IFRS第12号「他の事業体への関与の開示」、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号「資産の減損」の改訂を提案した。これにより、以下が明瞭化される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の会計単位は、投資全体とする。 ▶ 投資全体を構成する個々の金融商品について活発な市場における公表価格が入手可能な場合、その公正価値は、「金融商品の公表価格 (P) × 当該金融商品の保有数量 (Q)」 (すなわち価格 × 数量: P × Q) である。 ▶ 資金生成単位の減損判定に関してその資金生成単位が、金融商品の価格が活発な市場で公表されている企業の場合には、公正価値の測定値はP×Qとなる。 ▶ 本公開草案は、活発な市場において価格が公表されている投資のみで構成されるポートフォリオに対して、ポートフォリオ・アプローチの適用方法を説明する設例を、IFRS第13号「公正価値測定」に含めることを提案している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公開草案の公表：2014年第3四半期公表済み、コメント期限：2015年1月16日

部分的な範囲に関する改訂

現在の状況／次のステップ

投資企業・連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)

- ▶ IASBは、以下を明確化するためにIFRS第10号及びIAS第28号の改訂を提案した。
 - ▶ 投資企業である子会社が第三者に投資関連サービスを提供している場合、当該子会社は純損益を通じて公正価値で測定される。
 - ▶ 連結財務諸表の作成免除規定は、投資企業の子会社である(投資企業ではない)中間親会社にも適用される。
 - ▶ 非投資企業が投資企業であるジョイント・ベンチャーに持分法を適用する場合には、当該非投資企業は、ジョイント・ベンチャーが投資先に対して適用した公正価値測定を引き継ぐことはできない。一方で、非投資企業が投資企業である関連会社に持分法を適用する場合には、当該関連会社が適用した投資先に対する公正価値測定を引き継ぐことになる。

- ▶ 公開草案の公表:2014年第2四半期公表済み、再審議の開始予定:2014年第4四半期

未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)

- ▶ IASBは、以下を明瞭化するためにIAS第12号「法人所得税」の改訂を提案した。
 - ▶ 満期時に元本が返済される、固定金利の負債性金融商品の帳簿価額の下落は、当該負債性金融商品が公正価値で測定されており、その税務基準額が取得原価のままである場合でも、将来減算一時差異が生じることになる。
 - ▶ 企業による将来の課税所得の見積りに、帳簿価額を超えて資産を回収することから生じる金額が含まれる程度
 - ▶ 企業による将来の課税所得の見積りからは、将来減算一時差異の解消から生じる税務上の損金算入が除外される。
 - ▶ 企業は、将来減算一時差異の税効果を繰延税金資産として認識すべきか否かを、他の繰延税金資産と合わせて評価する。

- ▶ 公開草案の公表:2014年第3四半期公表済み、コメント期限:2014年12月18日

部分的な範囲に関する改訂

現在の状況／次のステップ

投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は拋出 (IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)

- ▶ 関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社が拋出され、その結果、子会社に対する支配を喪失した場合の会計処理に関して、IFRS第10号とIAS第28号に矛盾があることが認識されていた。当該矛盾を解消するための改訂であり、以下の点が明確化された。
- ▶ 投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間で売却又は拋出された子会社がIFRS第3号の定義を満たす事業を構成する場合には、投資者は利得又は損失の全額を認識する。
- ▶ 投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間で売却又は拋出された子会社がIFRS第3号の定義を満たす事業を構成しない場合には、投資者は利得又は損失を、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識する。
- ▶ 本改訂は、2016年1月1日以後開始する事業年度から将来に向かって適用される。早期適用は容認される。

- ▶ 改訂：2014年第3四半期公表済み

弊社のナレッジ

ニュースレター

IFRS Developments

不定期刊

公開草案や新基準、審議会の状況など企業に重要な影響を及ぼす案件の解説をタイムリーに提供しています。

IFRS 保険アラート

新たな基準の公表に向けてプロジェクトが進行中の保険契約について、月次で審議の進捗状況を解説します。

メールマガジン、ビデオ配信

IFRS メールマガジン

変化し続ける IFRS の最新動向や基準の解説などを、多角的にタイムリーにお伝えします。定期配信は 2 週間に 1 回。号外配信もあります。

IASB 審議会速報

IASB 審議会の開催後に、各進捗状況の概要をいち早くお知らせします。

IFRS ウェブキャスト(ビデオ配信)

動画による重要論点解説シリーズ(オンデマンド)。

最新版は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」について、IFRS デスクメンバーが解説しています。

IFRS 関連ツール

IFRS 開示チェックリスト

IFRS 財務諸表の作成準備にお役立てください。

IFRS 連結財務諸表記載例

IFRS 連結財務諸表記載例では、2013 年 12 月 31 日に終了する年度から適用される新規又は改訂基準書等により求められる変更から生じる新たな開示項目のすべてを盛り込んだ年次財務諸表の例を示しています。また、通常であれば 2013 年 12 月 31 日に終了する年度以降から適用される一部の基準書を早期適用した場合の例も載せています。

この出版物のシリーズとして、期中財務報告、特定のセクター及び業界に特化した財務諸表の例も現在、以下が刊行されています。

モデル財務諸表: 製造・サービス業版(優良工業株式会社)、優良工業株式会社(初度適用企業版)、不動産業版、建設業版、鉱業会社版、石油会社版、中期版、(以下は英語版のみ)銀行版、保険会社版、投資ファンド版(資本)、投資ファンド版(負債)。

その他公表物

本書で取り扱っているトピックスに関しさらに詳細に説明している EY のその他の公表物については、本書の各セクションで紹介しています。

これらの公表物は、EY のウェブサイト www.ey.com/ifrs(日本語の公表物は www.shinnihon.or.jp/ifrs) からダウンロードすることができます。業種別モデル財務諸表和訳版は EY の担当者にお問い合わせください。

書籍

国際会計の実務(レクシスネクシス・ジャパン)



EY の IFRS グループによる IFRS 解説書。本書で取り上げているものも含め、すべての基準書及び解針書の適用方法についての例も示しています。世界的に首尾一貫したベースで IFRS を理解・解釈するために、信頼のおける実務的なガイダンスを提供しています。

国際会計基準 表示・開示の実務(清文社)



本書は、IFRS の認識や測定についての一通りの知識をもった実務家が、財務諸表を作成する際に直面する表示及び開示に関する論点を説明します。基準書の要求事項の単なる紹介やその解説にとどまらず、実務家が疑問に思う論点に焦点をあて、実際の開示傾向の分析や事例の紹介、海外のレギュレーターへの指摘事項の紹介等を交えて説明しています。財務諸表作成者や職業会計人など、IFRS に関わるすべての方に必携の本格的な実務書です。

完全比較 国際会計基準と日本基準(清文社)



日本基準と IFRS の差分情報をできる限り詳細に効率的に把握できるように解説を行っています。また、IFRS の各基準の背景にある考え方、ならびに個別既定の趣旨、さらに企業が IFRS を適用する際に留意すべき実務上の諸問題についても、可能な限りの解説を試みています。

IFRS ウェブラーニング

基礎的な会計概念および IFRS に関する基礎知識を効率よく習得することができるオンラインの学習ツールです。1 コース全 26 章を終了すると、IFRS の概要が理解できるよう構成しています。使用料は年間 9,000 円(税込)です。本ウェブラーニングはこちらからお申込みください。
<http://www.shinnihon.or.jp/services/ifrs/web-learning/>

国際会計基準の初度適用(清文社)



効果的かつ効率的な IFRS の導入に向けて、IFRS 第 1 号の概要のほか、会計テーマごとに、概要・初度適用時の論点と具体的な処理・欧州での実務対応を詳解しています。

e ラーニングで学ぶ IFRS ベーシック

IFRS の主要 25 テーマについて、その概要と、日本基準との違いを重点的に学習することができ、短時間で効率的に IFRS の全体像を把握することができます。貴社の e ラーニング環境や想定利用者数などに応じて、別途お見積りいたします。お気軽にご相談ください。本 e ラーニングに関する詳細やお問合せは、こちらのウェブサイトからお願いいたします。
<http://www.shinnihon.or.jp/seminar/e-learning/ifrs-basic/>

EYについて

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は EYG no.AU2669 の翻訳版です。